

天良忠述『観経疏伝通記』における引用典籍について

——浄影寺慧遠『観経義疏』を中心に——

沼倉 雄人

はじめに

良忠『観経疏伝通記』（以下、『伝通記』）は、善導大師（以下、諸師の敬称を略す）『観経疏』の注釈書である。善導は『観経疏』において「今欲出此観経要義楷定古今」（『浄全』二、七二頁上）と述べ、善導以前に著された『観経』注釈書における『観経』理解を批判し、独自の見解を示している。善導以前に『観経』の注釈書を著した諸師は、浄影寺慧遠・吉祥寺吉蔵・天台大師智顛であるが、そのなかでも善導がとくに批判の対象としているのは浄影寺慧遠（以下、慧遠）であるといわれている。良忠は浄土宗の三祖という位置にある。『伝通記』は善導『観経疏』の注釈であり、法然―聖光と次第する教学を踏まえた『観経』解釈である。しかしながら、『伝通記』には善導が古今楷定として批判の対象とした慧遠・吉蔵・智顛の注釈書の説示が引用されており、その引用数も少なくない。善導が批判した説示をその注釈書において用いる意図とはどのようなものであろうか。

本論においては、善導が批判の対象とした慧遠『観経義疏』を良忠がどのように用いているのか、その引用の傾向について考察を試みたい。

一、善導『観経疏』における諸師批判

善導をはじめにも述べたようにそれ以前に著されている『観経』注釈

書の理解に対して批判を加えている。その批判内容については、善導の『観経』解釈の独自性を示す研究の上で諸先学において善導と諸師との相違点が指摘され、整理が行われている。

その先学としては結城令聞氏^①や大原性実氏^②の研究が挙げられ、阿川貫達氏は「浄土列祖より見たる浄影^③」において慧遠の説示内容と浄土宗義を比較検討し、整理を行ったうえで浄土宗の列祖の説示内容から慧遠について論じている。

柴田泰山氏は『善導教学の研究^④』において、これらの諸先学を踏まえ、たうえでその内容を整理し、以下の八項目にまとめている。

- ・『観経』科段の問題
- ・九品階位設定の問題
- ・『観経』所説の十六観の取り扱い
- ・定散二善の取り扱い
- ・仏身論
- ・韋提希凡夫論
- ・韋提得忍の場所
- ・韋提得忍の階位

柴田氏はこれらの内容が『観経疏』「玄義分」中において善導が自説を強調している点であることを再確認し、先学における善導と諸師との相違点の指摘は「玄義分」の定散料簡門・和会経論相違門・得益分齊に相当する内容を再認識しているものとみている。^⑤

柴田氏は先学の研究を踏まえ、たうえで善導の諸師批判の表現に着目して整理を行い、とくに厳しい批判表現がみられる箇所として次の七点を挙げてゐる。

- ① 定散二善について（玄義分）
- ② 九品階位設定論（玄義分・道理破および出文顕証）
- ③ 別時意会通説（玄義分）
- ④ 阿弥陀仏報身論の主張（玄義分）
- ⑤ 八戒の規定について（序分義・禁父縁）
- ⑥ 韋提希凡夫論および韋提希得忍の階位について（序分義・定善示観縁）
- ⑦ 第八像想観の解釈（定善義・第八像想観）

柴田氏によると、これらの批判表現は自説において許容され得ない『観経』解釈がなされる問題に対して使用され、善導は「未來世一切衆生の救済」という自身の『観経』解釈の正当性を主張したとしている。

以上、先学における善導の諸師批判に関する研究について概観した。結城氏・大原氏・阿川氏の論考によつて善導と諸師との相違点が明らかにされ、阿川氏においては浄土宗列祖の慧遠観についても言及されている。柴田氏はこれらを踏まえ、批判表現の整理によつて、善導の教義的な主張を浮き彫りにしている。

つまり柴田氏の研究によつて、善導の諸師批判の内容は善導にとつて許容され得ない点であることが明らかとなっている。本論では柴田氏が指摘する箇所において、良忠が善導の批判対象のひとつであった慧遠の説示をどのように用いているかを整理し、『伝通記』における慧遠の説示、とくに『観経義疏』の引用傾向について考察を試みたい。

二、良忠のみる浄影寺慧遠

さて、『伝通記』における慧遠『観経義疏』の引用傾向をみる前に、良忠が慧遠をどのようにみていたのか概観しておきたい。その点について、阿川貫達氏の論考があるため、阿川氏の指摘に基づいて概観する。

阿川氏は『玄義分記』にある次の問答を指摘する。

問、偏用善導頗似偏執。浄影釋義之高僧、嘉祥三論之祖師、天台法華之宗師也。位至五品證發三昧、身備十徳、心住十乘。昔在靈山聽法華、今生神州弘一乘。南山依天告、知靈山聽衆。香象歎曰、南岳天台是僧中師子象也。凡大法東漸未有如此德行。何局『観経』致其謬解。須依彼『疏』而求出離如何。

答、先師云「諸師非愚。所掌各異。皆如來使知機、知時、各弘其教。但於浄土宗、今師不似餘師也。機・教得時。何師諍徳。依用今師即有三由。一入於大藏信手探之、得『観無量壽経』。二稟承西河。三發得三昧」云云。今加云、四證定疏。五今師本地即彌陀也。豈迷本地利益、徒設末俗謬解。就中證定祈願之時、即云爲楷定古今。和尙已前作『観経疏』天台等三師也。即知、天台鑿量機弘圓宗以爲正、善導鑿量代弘浄土以爲正。兩師俱是内鑿冷然。所解豈違。各當其機設一化耳（『浄土』一、八一頁上、下）。

この問答の問いにおいて『観経』注釈書を著した慧遠・古藏・智顛について人物の端的な評価が示されており、そのなかにおいて、なぜ善導の解釈によるべきなのかが問われている。良忠は聖光の説示を用い、さらに自説を加えて答えているが、阿川氏は、聖光の諸師に対する評価をそのまま引用していることは、それはそのまま良忠の諸師に対する見方であると言い得るとしている。

つまり、問いにおいて「浄影釋義之高僧」等と評価されていることも含め、良忠は聖光の「諸師非愚。所掌各異。皆如來使知機、知時、各弘

其教」という言葉を受け入れており、慧遠を含む諸師に対して敬意を払っていることがうかがえる。

また阿川氏は同じく『玄義分記』に次の問答がみられることを指摘している。

問、今題名中可含依報徒衆等耶。

答、釋家不同（『浄全』二、一三六頁上）。

これに続いて良忠は当該問いに関する慧遠・智顛・吉藏・元照の説示を引用しているが、阿川氏はとくに元照の説示のなかに注目すべき点があるとす。

靈芝云「極樂國土即是依報。攝前六觀。無量壽下即是正報。攝後十觀。

觀佛總前三觀。下二菩薩總攝七觀。故此一題十六皆足。次名中淨除

業障總前十六觀行力用。觀成破障即見因也。生諸佛前即來果也。不

指彌陀而言諸佛者。即下經云見無量壽佛者即見十方無量諸佛等。今

翻譯家止用初名仍從省約。但據觀佛深合經旨。天台『疏』云「擧止

報以收依報。述化主以包徒衆。觀雖十六言佛便周」。此約擧要包攝

前後釋也。遠師『疏』云「此經以觀佛爲主。故偏擧之」。此據經宗

諸觀相從釋也。今詳兩釋後義最長。以正爲觀佛。須先國土以爲由漸。

後因觀佛旁及徒衆以顯周遍。是以佛觀文中。獨名念佛三昧也（己上）

（『浄全』二、一三六頁下～一三七頁上）。

良忠が諸師の説示を紹介するだけであるならば、元照の説示を引用する際も元照が智顛・慧遠の説示を引用して一言する部分までは示す必要はないと考えられる。しかしながら良忠はあえて智顛・慧遠の解釈に対する元照の考察部分まで引用している。すなわち阿川氏は、あえてこの部分までを引用するということは、良忠は「慧遠の義が最も長じている」という元照の慧遠評を受け入れていることがうかがわれ、良忠の慧遠に対する態度がみられるとしている。

阿川氏はこれらの説示を指摘し総評して、

淨影を引用するは、釋義の巧妙なること、その理門の方面に就て用ふべきは之を用ひられたのである（『今岡教授還曆記念論文集』八六〇頁）。

と述べている。つまり良忠の基本的な立場としては、諸師に敬意を払いつつ、善導の教義との相違点においては斥けているものと考えられる。

では具体的に良忠が慧遠の説示をどのように用いているのか、次節において実際に慧遠著作の引用状況を整理し、また柴田氏の研究を踏まえ、その引用傾向について考察を試みたい。

三、『伝通記』における淨影寺慧遠著作の引用

前節において阿川氏の研究から良忠の慧遠観をうかがった。本節においては『伝通記』における慧遠著作の引用状況を整理してみたい。

管見の限り、『伝通記』における慧遠の著作とそれぞれの典籍の引用数を整理すると以下ようになる。

④	③	②	①		
出典不明	『大乘義章』	『無量寿経義疏』	『観経義疏』	慧遠著作名	『伝通記』中の引用数
3	5	5	97	引用箇所 （『浄全』二卷）	
P207 上下 P233 上下 P382 上	P113 上上 P122 上上 P133 上上 P204 上上 P207 上	P90 上 P92 下 P171 上下 P172 下 P368 上	次節表参照。		

このように『伝通記』において慧遠の著作は一一〇箇所確認できる。そのなかで『観経義疏』が多いことは一目瞭然であるが、その引用の目的についておおまかに分類すると、善導が批判する説示の出典、経文・疏文の語句解釈、善導が解釈しない部分の代釈、良忠自説の論拠などがある。

『無量寿経義疏』『大乘義章』の引用目的をみてみると、『大乘義章』の引用はほぼ語句解釈のために用いられ、『無量寿経義疏』は語句解釈のためや善導が批判する説示の出典として用いられていることが大概である。

前記表で示した『観経義疏』以外の二書の引用のうち、良忠は唯一、九二頁下段に引かれる『無量寿経義疏』の説示を斥けている。

問、法身無所居。何云「盡十方」。故淨影『大經疏』云「法身平等實無棲託。示化有方。故云住耳」。

答、法身身上、其證非一。何遍云「無」。『普賢觀』云「毘盧遮那遍一切處。其佛住處名常寂光」(己上)。舉一例諸。但雖理體無有方處、而遍十方。約所遍廣、以能遍理名「盡十方」(『淨全』二、九二頁下)。これは善導『観経疏』十四行偈の「歸命盡十方法性眞如海」(『淨全』二、一頁上)の「盡十方」と「法性眞如海」の関連についての問答である。

良忠は『伝通記』において「法性眞如海」を仏の法身であるとして、そうすると解釈上、法身が「盡十方」であるということになるが、慧遠の『無量寿経義疏』には「法身平等實無棲託」(『正蔵』三七、九三頁中)という説示があり、この相違について解説を求められている。この点は慧遠の『観経』解釈に対する批判ではなく、『観経疏』の語句解釈上に生じた問題であり、『観経』解釈も含めた仏身に関する問題であると考えられる。

では次に慧遠『観経義疏』の引用について考察を試みたい。

四、『伝通記』における

淨影寺慧遠『観経義疏』の引用

まず『伝通記』における慧遠『観経義疏』の引用について整理する。以下の表は善導『観経疏』の科段を示し、『伝通記』における慧遠『観経義疏』の引用箇所と数を示したものである。なお紙面の都合上、引用がある科段のみを示した。

		『玄義分記』(31)							科段	
証信序	分科	和会経論 相違門		定散料簡門	宗旨門	釈名門	十四行偈	疏題	引用箇所(『淨全』二)	引用数
		二乗種不生	諸師解							
P221下 P223上 P225上	P218下 P218下 P220下 P220下	P204上 P204上 P213下 P214上	P169上 P169下 P170上 P170下 P170下 P171上 P171下 P172上 P172下 P172下 P172下	P165上 P166上	P153下 P157下 P158下	P135下 P136上 P137下 P141上 P144上 P145下 P148下 P150上	P91上	P75下		
3	4	4	12	2	3	8	1	1		

『定善義記』(19)						『序分義記』(40)						
真身観	像想観	宝楼観	宝池観	水想観	正宗分総標	発起序						
						定善示観縁	散善顕行縁	欣浄縁	厭苦縁	禁母縁	禁父縁	化前序
P348 上 P356 下	P343 上 P343 下 P345 下	P334 下	P330 下	P307 上 P317 上	P295 上 P295 下	P284 下 P288 上 P289 上 P289 下 P292 上 P293 上	P269 下 P271 下 P272 上 P272 下 P278 上 P279 上 P279 下 P282 上	P260 下 P260 上 P261 下 P261 下 P262 上 P262 上	P255 下 P256 下 P258 上	P253 上 P253 下 P254 下 P254 下	P234 上 P240 下 P245 上	P226 下 P231 上
2	3	1	1	2	2	6	8	7	3	4	3	2

引用数のみをみると、「玄義分」・諸師解に多く引用されていることがわかるが、この部分は善導が諸師の解釈した九品の階位を示す箇所であり、良忠は善導が「諸師云」と示す説示の典故として慧遠『観経義疏』の該当部分を引用している。つまりその目的はほぼ典故確認のためであることがわかる。

残念ながら本論においてこれらの引用すべてを検討することは紙面の都合上不可能なので、まず本節では柴田氏の研究において善導の厳しい

総計	『散善義記』(7)					雑想観	普観	勢至観	観音観
	中輩観		上輩観		三福九品				
	中品下生	中品上生	上品中生	上品上生					
	P419 下	P415 上 P416 上	P410 下	P390 下 P406 上	P373 上	P366 上 P368 上 P369 上	P365 上	P362 下	P358 上 P358 上 P360 上
97	1	2	1	2	1	3	1	1	3

批判表現がみられるとして指摘された七項目に該当する箇所について考察を試みたい。

柴田氏の指摘については先に一覧にしたが、ここでは改めて『伝通記』における慧遠『観経義疏』の引用の有無と照らし合わせて確認し、その後、一々の内容について検討する。

	内容	該当科段	『伝通記』中の引用
①	定散二善について	玄義分・定散料簡	有
②	九品階位設定論	玄義分・道理破 および出文顕証	無
③	別時意会通説	玄義分・別時意会通	無
④	阿弥陀仏報身論の主張	玄義分・二乗種不生	有
⑤	八戒の規定について	序分義・禁父縁	有
⑥	韋提希凡夫論 および韋提希得忍の階位について	序分義・定善示観縁	有
⑦	第八像想観の解釈	定善義・第八像想観	有

このように②九品階位設定論と③別時意会通説に関して慧遠『観経義疏』の引用はみられないが、今回、②については明らかに善導の対論者は善導以前の諸師であるため言及し、③についてはその批判の対象が撰論家であるため今回の考察対象とはしない。

なお柴田氏が指摘する善導の批判表現の実際の文章については同氏『善導教学の研究』第五章第二節第二項を参照されたい。

①定散二善について

この箇所は善導が諸師の十六定善説を批判している部分であるが、良

忠はこの部分の注釈において諸師の定善・散善の分別に関する説示を引用している。⁸⁾

二、十六定善、對今十三定善義成二相違。即文云「通合十六觀以為定善」解此相違。此乃三四問答、不同彼解也。

「諸師將思惟」等者、此引他師解。

これに続いて、慧遠・智顛・知礼の「思惟」「正受」に対する説示を引用し、さらに、

「合十六觀以為定善」者、此明諸師三輩亦為定故、十六定善以合正受。三輩定者、

として慧遠・智顛・吉蔵・元照の説示を引用する。

これらの引用は良忠が慧遠の説示を批判するためではなく、善導が指摘して批判する諸師の解釈としてその説示を紹介するに留めている。

むしろ良忠はこの部分において元照『観経新疏』の説示を受けた法然門下の異義、とくに長西『観経疏光明抄』の説に対応している。⁹⁾

②九品階位設定論

良忠は柴田氏が指摘する当該箇所の注釈において慧遠の説示は引用していない。かわりに慧遠の九品に関する説示は、前述したように道理破において善導が示す諸師の説の典故として引用されている。

柴田氏が指摘する表現が含まれる階位は上品中生・上品下生・中品上生であるが、良忠は慧遠の説示に対して積極的な批判は行っておらず、むしろ善導が批判する慧遠の説示を典故として示し、慧遠の九品設定に対する考察を行っている。¹⁰⁾

④阿弥陀仏報身論の主張

善導が阿弥陀仏を応身ではなく報身であると規定していることは周知の通りであるが、良忠は『観経疏』の以下の一文の注釈において慧遠の仏身に関する説示を次のように引用している。

「然報應二身者眼目之異名」者、此明報應一體異名、而破他師。謂

第二身『金光明經』及梁『攝論』名曰應身。諸餘經論名爲報身。

然淨影『大乘義章』云「眞合應開如金光明」(已上)。合法與報名爲眞身。故云「眞合」。開八相應無而歎有爲應化^二。故云「應開」。

同『觀經疏』云「佛具三身。一者眞身、謂法與報。二者應身、八相現身。三者化身、隨機現起。依如『大經』、上品之人見佛應身而來迎接、中品見化、下品夢觀不辨化應。眞身常寂無迎接相。爲是不論」。又云「今此所論、是應非眞」(已上)。此等謬解『金光明』文、以八相應爲第二身。爲破此義作此釋也(『淨全』二、二〇四頁上)。

この点についても前項と同じく良忠の積極的な批判はなく、善導が批判する根拠を提示し、慧遠の仏身の設定について考察を行っている。

⑤ 八戒の規定について

次に『觀經』禁父縁における「八戒」の規定について、ここは慧遠が八戒齋としていることに対して、善導はあくまでも八戒であるとしている部分である。

この点について、善導の批判対象として慧遠の説示があることは指摘されている¹⁾。『伝通記』禁父縁注釈中に慧遠『觀經義疏』の引用は確認されるが、良忠は当該箇所注釈において慧遠の説示は引用せず、善導の思想背景や父王が八戒を要請した理由、また戒と齋に関する論疏の説示などに言及している²⁾。

⑥ 韋提希凡夫論および韋提希得忍の階位について

まず韋提希得忍の階位について、善導は定善示觀縁において韋提希が獲得した階位を「十信中の忍」であるとし、「解行已上の忍」であるとす説示を批判している。

この点について良忠は問答を二つ設け、次のように述べている。

「多是十信中忍」者、問、爲許少分通深位忍。

答、不可爾也。只是經文不説其位。諸師亦釋深位忍故、且置恐慮之言而已。

淨影云「三《應時》下由見心喜得無生忍。由知彼國從心而現、達本無法故得無生。無生理也。慧心、安理名無生忍」(眞如上引)。

天台云「《即得無生忍》、是初住初地」(已上)。

問、今家、定判十信無生、有何文理。

答、任經大旨以作此釋。謂、夫人是貪瞋具足凡夫故、初得無生。豈非淺位哉。又此經說凡夫往生、令凡夫行定散二善。其中定善行成之時、所得無生、若屬解行已上忍者、甚違此教本意故也(『淨全』二、二八九頁上)。

一つめの問答は善導が「多是十信中忍」と示すなかに解行已上の深位の忍を含める意図があるかという問いに対して、その意図は無いと示し、經文にはつきりと階位は説かれず、諸師が深位の忍であると解釈していることを鑑みての説示であるとし、諸師の解釈として慧遠と智顛の説を引用して例示している。

二つめの問答は善導が韋提希の得忍を十信中の忍であることに對するものである。

これらの問題は善導が韋提希をあくまで救済対象者であると捉えていること、つまり善導が韋提希を凡夫であると捉えていることに起因すること、つまり善導が韋提希を凡夫であると捉えていることに起因すること。善導は『觀經』に「佛告韋提希。汝是凡夫心想羸劣。未得天眼。不能遠觀。諸佛如來有異方便。令汝得見」(『正藏』一、二、三四一頁下)とあることを受けて韋提希を凡夫であるとし、仏力によって淨土をみたとする。さらに釈尊が「汝是凡夫」といったことについて次のように述べている。

此明如來恐衆生置惑、謂言「夫人是聖非凡」由起疑故、即自生怯弱、然韋提現是菩薩、假示凡身。我等罪人無由比及。爲斷此疑故言「汝是凡夫」也(『淨全』二、三三三頁上)。

良忠は「夫人是聖非凡」について問答を設け、このような誤解をしてしまふ背景を考察し、『心地觀經』を根拠に示し、

依之會今『經』者、爲引凡夫誣屬凡夫。能引若權、所引何不起此疑。

故必生怯弱。佛爲斷疑故云「汝是凡夫」（『浄全』二二、二八九頁下）。と述べ、韋提希を菩薩であるとしている慧遠等の説示を列挙している。これらの内容についても良忠自身の慧遠に対する積極的な批判はうかがえず、慧遠の説示は善導が「夫人は聖非凡」と解釈している諸師のひとりとして引用されている。

⑦第八像想観の解釈

善導は第八像想観において、

言「諸佛正遍知」者、此明諸佛得圓滿無障礙智、作意不作業常能遍知法界之心、但能作想即從汝心想而現似如生也。或有行者將此一門之義作唯識法身之觀、或作自性清淨佛性觀者、其意甚錯（『浄全』二、四七頁下）。

と述べ、柴田氏はこの説示について「従来、第八像想観が『唯識法身之観』、あるいは『自性清淨佛性観』として捉えられていることに対して』批判したものであるとしている。柴田氏は善導がここに提示する第八像想観を『唯識法身之観』『自性清淨佛性観』と解釈する人物について明らかではないとする¹³⁾。

良忠は善導のこの説示に対して注釈を行っているが、像想観を唯識法身の観と捉える人物として次に示すように慧遠等を指摘している。

「或有行者將此一門」等者、義當淨影等三師。

淨影云「云何名《作》、云何名《是》」。兩義分別。一就佛觀始終分別。始學名作、終成即是。二現當分別。諸佛法身與己同體。現觀佛時、心中現者即是諸佛法身之體名《心是佛》。望己當果、由觀生彼名《心作佛》（『天台同之』）。

嘉祥云「《是心即是三十二相》即是應身。《是心是佛》即是法身。《是心作佛》即明二身因也」（『已上』）。此三師解、俱當唯識法身之觀。

自性清淨佛性觀者（『云云』）。
二種觀義、出『占察經』（『浄全』二、三四四頁下）。

この問題に対して、良忠が慧遠の説示を引用する目的のみを考えるならば、前述までと同様に善導の批判点の典故を示したものであることがうかがえる。

以上、柴田氏が整理した善導の諸師批判の表現に基づいて、それに対応する『伝通記』の注釈箇所を確認し、慧遠『観経義疏』の引用について指摘した。

柴田氏が指摘する善導の諸師批判のうち、別時意会通以外の批判箇所と『伝通記』中の慧遠『観経義疏』の引用が関連づけられるが、それらはほとんど善導の批判点の典拠・典故として用いられている。阿川氏は「浄土列祖より見たる淨影」において良忠が慧遠の説を用いたものと斥けたものについて整理し、斥けたものを列挙する前に一言して、

三祖が淨影説を破して居られる所は、善導が既に破して居らるゝ問題が主要なものである（『今岡教授還曆記念論文集』八六一頁）。

と述べているが、そもそも善導が批判している箇所を整理してみると、良忠は慧遠の説示を引用するものの、その引用の目的は典拠・典故として用いることが主である。

では、良忠が独自に慧遠を批判している箇所としてはどのようなものがあるだろうか。

五、『伝通記』における良忠の慧遠批判について

良忠自身が慧遠の説示を批判する箇所はさほど多くなく、以下の四点ほどが挙げられる。

批判箇所①・散善顕行縁

經「慈心不殺」者、問、爲是十善中不殺、不。若云十善第一者、經文別舉修十善業。故知、別也。故淨影云「《孝養父母奉事師長》敬

上行也。《慈心不殺》慈下行也。《修十善業》是其止行〔天台亦同〕。若云十善外者、不殺之體、彼此不異。何云別乎。

答、諸師異解、不及會通。今家所判、不殺勝故、上別擧之。非云別體。故以後二句同屬慈下行。

又第四卷釋「慈心不殺」云「最上勝妙之戒也」〔已上〕。知、屬十善戒。又靈芝云「上二句報恩行。《父母》生育恩。《師長》教導恩。下二句離惡行。不殺爲十善之首。故特標之」〔已上〕〔《淨全》二、二七八頁上〕。

批判箇所②・第六宝楼観

問、於當觀中可觀四境。云「總觀想」故。如云地想等。故淨影云「下第六門、是其總觀。文別有四。一辨觀相、二總結之、三明觀益、四辨觀邪正。初中有四。一觀寶樓、二樹、三地、四觀寶池。就觀樓中、初正觀樓、次觀樓上及虛空中多諸音樂、後結成相《名爲粗見》」〔嘉祥・天台等亦同之〕。

答、《經》明觀想中、都不舉餘境。纔至觀成始出四境。諸師所判、大違經文。何離經說成義道。地・樹・池・樓、前後別觀。何至于此重觀前境。不如依《經》信證定《疏》。餘蘭菊義、人情而已。但總觀想名通攝四觀。文在於此、義通上二。前三雖非當觀、樓觀成時、同見四境。由此義故名總觀想。今解釋中名寶樓觀不言總觀、良有以耳〔《淨全》一、三三四頁下〕。

批判箇所③・第九真身観

問、《經》既說數。何無其實。故淨影云「觀大小中、句別有五。一觀身大小。高六十萬億那由他恒河沙由旬。二毫相大小。如五須彌山。須彌舉高三百三十六萬里。縱廣亦然。彼佛毫相、過此五倍。三眼大小。如四大海。準此白毫及眼大小、以度其身、身量太長。準身度其白毫及眼、其量太小。是事云何。凡是世人身五尺者、一寸之眼。身於其眼不過長短五六十倍。佛亦應然。無量壽佛眼如四大海。一海縱廣八萬四千由旬。四海合有三十三萬六千由旬。身過其眼、五六十倍。假

令極多無出百倍。何緣、佛身得長六十萬億那由他恒河沙由旬。準眼定身、正長六十萬億那由他由旬。言《恒河沙》者、或傳譯者謬而置之。若身實長六十萬億那由他恒河沙由旬、白毫及眼、便是極小。當亦是其傳者謬矣」〔天台亦同〕。

答、聖境自在更無一準。何定量乎。故《經》雖似說其數量、但標大猷末必寸尺。他師會通、以情定量、頗難依用〔《淨全》三、三四九頁上〕。

批判箇所④・第十四中輩観（中品下生）

問、淨影云「中輩三人有見・不見。中上・中中二人見佛、中下不見。以行劣故」。又感師引有釋云「中品三人、佛、以大慈大悲、臨終之時而來迎接。非是本願故、中品下生者佛不來迎。非是經文脫也」〔憬興自義、同之〕。

答、此等所解、違十一門。何依用之〔《淨全》二、四一九頁下・四二〇頁上〕。

一見して気がつくことは、いずれも問答中、問いにおいて引用されていることである。つまりこれらが示すことは、實際に慧遠（もしくは「同」として名前が記されている諸師）の説示を根拠として經文を解釈していた人物がいるということである。

良忠がこれらの解釈を批判している理由を考えるならば、波線を引いた一文やそのあとの記述からもうかがえるように、經文や善導の教義と相違するという点が挙げられる。

しかしながら本節において指摘した良忠の慧遠批判の問題点は、単純に「經文や善導の教義と相違」というものではなく、善導の解釈よりもそれらの説示に依っている人物等がいるという点ではないだろうか。

また良忠自身の慧遠批判が少ないことを考えるならば、慧遠の『觀經』解釈に対する批判はすでに善導自身が行っているため、良忠は改めて慧遠の説示を批判する必要がなかったとみることがができる。

おわりに

本論においては『伝通記』における慧遠『観経義疏』の引用について言及した。善導が諸師の批判を行う内容は、善導にとつて許容され得ない教義上重要な点であるが、良忠はそのような批判箇所⁽¹⁾の注釈において慧遠『観経義疏』の説示を引用するものの、積極的な批判は行わず、善導の批判の典拠として示すにとどまっている。

また良忠は慧遠を「釈義の高僧」としてとらえており、经文・疏文の語句解釈に慧遠『観経義疏』の解釈を引用し、また善導にその经文の解釈がなければ代釈として引用することもある。このような傾向は阿川氏が指摘したように「用ふべきは之を用ひられた」のであろう。良忠が自身で積極的に批判を行うことは少なく、批判的に用いられる箇所は問答中の問いにおいて引用されており、慧遠に対する批判というよりも、むしろその説示に依拠して善導の『観経』解釈とは異なる解釈をしている者に対応していると考えられる。

良忠当時の法然門流における異義蘭菊は周知の通りであるが、おそらくそれらの異義に対応していたと考えられ、この傾向は他の諸師の説示を引用する場合でも共通の姿勢であり、良忠の注釈の基本的態度ともいえることができる⁽²⁾。

註

- (1) 結城令聞「観経疏における善導釈義の思想的意義」（塚本善隆博士頌寿記念『仏教史学論集』塚本博士頌寿記念会、一九六一年）。
- 結城氏は真宗系の学僧・靈暉の『仏説観無量寿経講義』に示される善導と諸師との二二項目の相違点を挙げている。
- (2) 大原性実『善導教学の研究』明治書院、一九四三年。大原氏は諸師と善導との釈義対校を行い、結城氏が採り上げた靈暉の相違点・

二二項目を整理している。

- (3) 『今岡教授還暦記念論文集』（『浄土学』五・六、一九三三年）。
- (4) 柴田泰山『善導教学の研究』（山喜房仏書林、二〇〇六年）二四一～二四八頁。
- (5) 柴田泰山『善導教学の研究』二四七～二四八頁。
- (6) 柴田泰山『善導教学の研究』二四八～二六四頁。
- (7) なお、今回引用の数を数えるにあたって、具体的に原文を引かず、他の諸師の説示を引いた後「淨影之に同じ」などと示している箇所についても引用と同様に扱いカウントした。
- また、『序分義記』一において、
淨影大師義兼兩向。故與今師亦同亦異。
謂彼疏云「一時已下義雖兩兼。對前一向證信序故。自下偏就發起以釋」。
- 又同大經疏云「一時已下義有兩兼。取其本事發起之義判屬發起。阿難引來證誠可信。名爲證信。義既兩兼。不可偏取」(已上)、『淨全』二、二二〇頁下)。
- (8) 『淨全』二、一六五頁下～一六七頁上。
- (9) 拙稿「良忠述『観経疏伝通記』における引用典籍について——元照『観経新疏』を中心に——」（『佛教論叢』五四掲載予定）参照。
- (10) 「言上上者是四地至七地已來」者、四・五・六地以爲上上。欲取六地滿故、云「至七地」。故彼『疏』云「大乘人中四地已上説爲上上。生彼即得無生忍故。無生七地。理實於中亦有多時得無生者。經言『即得』、就勝爲言」(已上)。此約『仁王』五忍無生、而釋之也（『淨全』

二、一六九頁上～一七三頁上）など。

(11) 柴田泰山『善導教学の研究』二五七～二五九頁。

(12) 『浄全』二、二四六頁上～二四七頁下。

(13) 柴田泰山『善導教学の研究』一六〇～一六一頁。なお、柴田氏は同著・第十章に浄土論を論じるなか、第四節において「唯識法身之観」についても言及し、検討を行っている。柴田氏は善導『観経疏』に用いられる「唯識」という述語を真諦訳を典拠とするものと仮定して、その出典として真諦訳『摂大乘論』『摂大乘論世親釈』を指摘し、その影響下にある慧遠『大乘義章』・八識義を中心に整理し論を展開している。その結果、「唯識法身の観」を阿梨耶識と如来蔵が同一識である見解として、当時の一般的な心意識説であつたと位置づけている。また、この学説を有する具体的な人名までは提示し得ないとしながらも、『起信論』および地論・摂論系統に依拠した視点から『観経』解釈を行った人物を想定している。

(14) 今回、批判箇所として指摘した内容の対論者までは検討しなかつたため、今後の課題としたい。